

# 令和8年度実施

## 板倉町職員採用試験募集要項

### 保健師 随時採用

即時採用有り（採用日は相談の上、決定します）

町では、一般事務職（保健師）を次のとおり募集します。応募者は、受験資格等を確認のうえ申し込みをしてください。採用日については、ご相談のうえ決定します。相談の結果、即時採用となる場合もあります。

#### 1. 採用職種、受験資格

採用職種	受験資格
一般事務職 （保健師）	昭和56年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有しており、申込み時点で、民間企業や官公庁等において、正規職員として就業していた職務経験の期間（6月以上継続して就業した期間のみ通算）が5年間以上ある人。

※高等学校卒業以上の学歴を有すること。

※休業等（病気休暇、育児休業等）の期間が1か月以上ある場合は、その期間は、職務経験に含めることはできません。

※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第16条に該当する人

#### 2. 採用予定人数

1名

#### 3. 申込手続、受付

##### (1) 提出手続

- ・次の2次元コードまたはURLから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を入力し、申し込んでください。申し込みフォームへは町ホームページからもアクセスできます。
- ・申し込みの際は、この募集要項と申し込みフォームに記載されている確認事項をよく読み、入力内容に不足、誤りが無いよう注意してください。
- ・申し込み後、登録いただいたメールアドレスに案内を送付します。
- ・メールは迷惑メールボックスなどに届いている場合がありますので、よく確認してください。

URL  
二次元コード

<https://logoform.jp/f/jN49G>



(2) 受付期間及び時間

令和8年5月11日(月)午前8時30分から受付開始し、応募があり次第、随時試験を実施する予定です。応募状況により募集を締め切ります。

4. 試験方法、試験日時、試験会場

試験方法	試験日時及び試験会場
◆第一次試験 ・口述試験	◆試験日時 申込み受付後、ご案内します。 ◆試験会場 板倉町役場 ※詳細については、申し込み完了後に電子メールにてご案内します。
◆第二次試験 ・SPI3試験 (性格検査と能力検査)	◆試験日時 第一次試験合格者へご案内します。 ◆会場 ・全国のテストセンター等で受験 または ・自宅にてWEB受験 ※詳細については、第一次試験の合格者へ電子メールにてご案内します。
◆第三次試験 ・作文試験 ・口述試験	◆試験日時 第二次試験合格者へご案内します。 ◆試験会場 板倉町役場 ※詳細については、第二次試験の合格者へ電子メールにてご案内します。

5. 合否通知

第一次試験及び第二次試験における合否の結果は、申込時に登録いただいたメールアドレスに送付します。第三次試験における合否の結果は、受験者宛ての進展の郵送文書で通知します。電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

6. 勤務条件

(1) 初任給

板倉町職員の給与に関する条例により、給料のほか各種手当が支給されます。初任給は、採用時の最終学歴、年齢及び経験年数により決定しますが、標準的な現行の初任給月額はそのとおりです。

大学卒業者の初任給月額	232,000円+職歴を加味した額
高等学校卒業者の初任給月額	200,300円+職歴を加味した額

※令和8年4月1日現在の額です。給与改定によって変わることもあります。

※大学院を卒業した人または採用される以前に職歴のある人の初任給は、一定の基準により額が加算されます。

(2) 賞与(期末手当・勤勉手当)

基本給のほかに年間、給料月額×4.65の賞与が支給されます。

(3) その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び時間外勤務手当などが、それぞれの基準によって支給されます。

(4) 健康保険

群馬県市町村職員共済組合に加入します。

(5) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分までです。(7時間45分勤務)  
ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(6) 休日

土・日曜日(週休2日制)、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)です。  
ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(7) 休暇

年次有給休暇は、基本的に1年度につき20日で、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。また、このほかに夏季休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇等の特別休暇や育児休業制度等があります。

(8) 福利厚生

定期健康診断、人間ドック、保養事業等の制度があります。

7. 採用予定日

合格者と相談のうえ決定いたします。

8. その他

受験資格がないこと又は職員採用試験申し込みの際の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、採用内定を取り消すことがあります。

採用内定後、卒業証明書、職務経歴を証明する書類等を提出いただきます。提出できない場合は、採用内定を取り消すことがあります。

9. 応募についてのお問い合わせ

板倉町役場 総務課 秘書室 秘書人事係

電話：0276-82-1111(内線205) / 0276-82-6121(直通)

E-Mail：k-hisyo@town.gunma-itakura.lg.jp